

# 商工業者のための 火災共済制度

—— 中小企業振興課 ——

## はじめに

中小企業に対する施策は数多くあり、そのほとんどは、直接、事業の進展に奏効する積極的な性格をもつもので企業の関心も高いわけですが、一方、万一に備えるための守りの施策として各種の共済制度があります。

しかし、こうした面に対する備えをともしれば忘れ勝ちでありま

「備えあれば憂いなし」で常に有事に備え万全の守りをするには、健全な企業経営にとっては忘れてならない大事なことです。

さて、各種共済はそのほとんどが、国の制度として運営されておりますが、今日は中小企業者が自らの手で作り上げた、「熊本県火災共済協同組合」（以下「県火災共済」という。）についてご紹介

## 熊本県火災共済(協)のあゆみ

県火災共済は、中小企業等協同組合法（以下「中協法」という。）にもとずき

県下にただ一つ設立された、中小企業者のための「火災共済」を事業とする協同組合です。

戦後の復興期に、損害保険会社は、その疲弊した体質強化のため、現在と比較するとかなり高率の保険料を取っており、中小企業者は、火災による不慮の災害に備える自衛措置として、お互いに協力し合い、組織の力をもって共済組合を作ろうという動きが全国的に起り、昭和

二十九年熊本県にも火災共済事業協同組合が誕生しました。

然し、これはあくまでも福利厚生事業の一環として行われたもので、共済金額も小さく、小規模なものであったためその法制化運動が続けられた結果、昭和三十三年中協法の一部改正が行われ、火災共済協同組合が法的に認められ、熊本県では、昭和三十四年三月、従来の組織を発展的に改組して、現在の県火災共済が誕生しました。

中協法のなかでは、その安全性保持の

ため、種々の規制も行われておりますが、県といたしましても中小企業対策の一環として、万一の場合の異常大火などに備え、組合が支払不能となり危険にさらされないよう組合に対する支払保証をすることを、その指導育成にあたりました。

時恰も、商工会法の制定による県下各市町村に商工会の設立等もあり、商工業者の組織化がすすむにつれ火災共済の募集網も確立し、事業も順調に伸び始めましたが、こうした矢先、昭和三十九年十月、現在の本渡市中央新町商店街において、焼失面積一万二千四平方メートル、七十六戸を全半焼する大火が発生し、組合関係では、四十七名の被災者がありました。

組合は直ちに、現地の本渡商工会議所内に対策本部を設け、約一週間で全被災者に対する支払を完了させました。

当時は、ようやく事業も軌道に乗りかけた時期で、まだ財政基盤が弱く、これによって組合は大きな打撃を受けました。一方、このことが火災共済の重要性を強く商工業者に印象づける結果となり、以後別表「1・2」に見られるように急速に組合員、契約高の伸びを示し、現在では、組合員数二万七千数百名と県下中小企業者数に対する加入率も三六・八%に達し、共済契約金額も一千四百億円を超えました。

こうした共済（保険）事業は、加入者が多ければ多いほど損害率は安定し、こ

のましいことです。

火災共済は、もともと相互扶助を目的とした非営利事業ですから、保険会社に比べて掛金は平均一〇%程度安く納めておりますが、昭和五十二年以降七%の

九%の利用分量配当（共済掛金の割合に依りて掛金を組合員へ還元する）を実施し、掛金を契約者に還元することによって実質的には約二〇%近く割安となり、共済としての特長を発揮しています。

## 中協法改正により 総合共済への道ひらく

県火災共済は、中協法にもとづき、火災による直接、又は間接の損害しか補償できず、現代の多様化したリスクに対して、業界のニーズに対応できず業界からは、中協法を改正して、現代にマッチした各種共済を実施せよとの声が高まっておりました。本年五月の通常国会において、中協法の一部改正が次の通り行われこれらの要望が実現しました。

### 一、火災共済の事業範囲の拡大

従来、事業の範囲は火災共済事業に限られ、火災による直接、又は間接の損害しか補償できませんでしたが、今回の改正により、この火災共済事業に加えて、破裂、爆発、落雷、その他偶発の事故を一括して補償できるいわゆる総合共済事業ができることになりました。「その他

の偶然な事故」とはどのような事故とすることについては省令で定めることになっておりますが、物体の落下、飛来、倒壊、水濡れ、騒じょう、風水雪害等の損害が補償されることになりました。

### 二、共済契約者の範囲の拡大

火災共済協同組合は、他の組合と異なり、組合員以外の利用が認められていませんでしたが、今回の改正により、組合員たる法人の役員及び組合員の使用人（従業員）についても共済契約者となることができるようになりました。

この法律改正に当たっては、今後の経営基盤の充実に安定に対応して、将来は、例えば地震による損害補償もするなど、補償範囲の拡大について検討するよう衆参両院の付帯決議がなされております。

